

島根県手数料条例新旧対照表

(第4条関係)

改 正 後		改 正 前																									
島根県手数料条例																											
(平成12年3月17日 島根県条例第5号)																											
第1条～第7条 [略]		第1条～第7条 [略]																									
附 則 [略]		附 則 [略]																									
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 40%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 45%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">1～3 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～3 [略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種別</th> <th style="width: 40%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 45%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">1～3 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～3 [略]														
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																									
1～3 [略]																											
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																									
1～3 [略]																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">4 租税</td> <td style="width: 40%;">(1) [略]</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>特別措置法関係手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		4 租税	(1) [略]		特別措置法関係手数料				(2) [略]					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">4 租税</td> <td style="width: 40%;">(1) [略]</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>特別措置法関係手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 法第28条の4第3項 第6号、第31条の2第 2項第15号ニ、第62条 の3第4項第15号ニ又 は第63条第3項第6号 に規定する住宅の新築 が優良な住宅の供給に 寄与するものであるこ とについての認定を受 けようとする者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートル以下の場合</td> <td>6,210円</td> </tr> </tbody> </table>		4 租税	(1) [略]		特別措置法関係手数料				(2) 法第28条の4第3項 第6号、第31条の2第 2項第15号ニ、第62条 の3第4項第15号ニ又 は第63条第3項第6号 に規定する住宅の新築 が優良な住宅の供給に 寄与するものであるこ とについての認定を受 けようとする者			ア 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートル以下の場合	6,210円
4 租税	(1) [略]																										
特別措置法関係手数料																											
	(2) [略]																										
4 租税	(1) [略]																										
特別措置法関係手数料																											
	(2) 法第28条の4第3項 第6号、第31条の2第 2項第15号ニ、第62条 の3第4項第15号ニ又 は第63条第3項第6号 に規定する住宅の新築 が優良な住宅の供給に 寄与するものであるこ とについての認定を受 けようとする者																										
	ア 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートル以下の場合	6,210円																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">ア [略]</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">6,670円</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>イ [略]</td> <td style="text-align: right;"><u>9,060円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ [略]</td> <td style="text-align: right;"><u>14,500円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ア [略]	6,670円		イ [略]	<u>9,060円</u>		ウ [略]	<u>14,500円</u>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">イ 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートルを超える場合</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">8,620円</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td>ウ 新築住宅の床面積 の合計が500平方メ ートルを超える場合</td> <td style="text-align: right;"><u>13,000円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		イ 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートルを超える場合	8,620円		ウ 新築住宅の床面積 の合計が500平方メ ートルを超える場合	<u>13,000円</u>										
ア [略]	6,670円																										
イ [略]	<u>9,060円</u>																										
ウ [略]	<u>14,500円</u>																										
イ 新築住宅の床面積 の合計が100平方メ ートルを超える場合	8,620円																										
ウ 新築住宅の床面積 の合計が500平方メ ートルを超える場合	<u>13,000円</u>																										

エ [略] オ [略]	<u>46,800円</u>	平方メートル以下の場合 エ [略] オ 新築住宅の床面積 の合計が10,000平方 メートルを超える 50,000平方メートル 以下の場合 カ [略] (3)・(4) [略]	<u>43,000円</u>
カ [略] (3)・(4) [略]			
5～64 [略]		5～64 [略]	
64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) [略]	64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 関係手数料 ア [略] 47,800円 (確認書又は住宅性能評価書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画 (以下この項において「建築等計画」という。) の認定 (以下この項において「建築等計画の認定」という。) 又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画 (以下この項において「維持保全計画」という。) の認定 (以下この項において「維持保全計画の認定」という。) を受けようとする者 ア 建築等計画の認定 45,000円 (確認書又は住宅性能評価書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び

	<p>をいう。以下この号及び次号において「確認書等」という。)の提出がある場合にあっては、<u>12,700円</u>)</p>		<p>次号において同じ。)の場合</p>	<p>をいう。以下この号及び次号において「確認書等」という。)の提出がある場合にあっては、<u>12,000円</u>)</p>
イ [略]			イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)の場合	
(ア) [略]	<p><u>112,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、<u>23,300円</u>)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下のイにおいて同じ。)</p>		<p>(ア) 床面積の合計が<u>500平方メートル</u>以内のもの</p>	<p><u>104,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、<u>22,000円</u>)を認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下のイにおいて同じ。)</p>
(イ) [略]	<p><u>177,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、<u>38,000円</u>)を認定申請数で除して得た額</p>		<p>(イ) 床面積の合計が<u>500平方メートル</u>を超える<u>1,000平方メートル</u>以内のもの</p>	<p><u>164,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、<u>36,000円</u>)を認定申請数で除して得た額</p>

(イ) [略]	<u>351,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>63,500円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(イ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超える場合にあっては、 <u>59,000円</u> を認定申請数で除して得た額
(エ) [略]	<u>629,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>101,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(エ) 床面積の合計が <u>3,000平方メートル</u> を超える場合にあっては、 <u>95,000円</u> を認定申請数で除して得た額
(オ) [略]	<u>1,080,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>155,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(オ) 床面積の合計が <u>5,000平方メートル</u> を超える場合にあっては、 <u>145,000円</u> を認定申請数で除して得た額
(カ) [略]	<u>1,970,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>260,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(カ) 床面積の合計が <u>10,000平方メートル</u> を超える場合にあっては、 <u>242,000円</u> を認定申請数で除して得た額
(キ) [略]	<u>2,810,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>330,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(キ) 床面積の合計が <u>20,000平方メートル</u> を超える場合にあっては、 <u>306,000円</u> を認定申請数で除して得た額
(ク) [略]	<u>3,450,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>374,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(ク) 床面積の合計が <u>30,000平方メートル</u> を超えるもの
ウ [略]	<u>71,700円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>19,100円</u> ）	ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようと

		する住宅が一戸建ての住宅の場合	
エ [略]		エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合	
(ア) [略]	<u>169,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>35,000円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。以下このエにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このエにおいて同じ。）	(ア) 床面積の合計が <u>157,000円</u> （確認書500平方メートル等の提出がある場合にあっては、 <u>33,000円</u> ）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。以下このエにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このエにおいて同じ。）	
(イ) [略]	<u>266,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>57,000円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(イ) 床面積の合計が <u>248,000円</u> （確認書500平方メートル等の提出がある場合を超え1,000平方メートル以内のもの）を認定申請数で除して得た額	
(ウ) [略]	<u>526,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>95,300円</u> ）を認定申請数で除して得た額	(ウ) 床面積の合計が <u>489,000円</u> （確認書1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの）を認定申請数で除して得た額	
(エ) [略]	<u>943,000円</u> （確認書等の提出がある場合にあつては、	(エ) 床面積の合計が <u>875,000円</u> （確認書3,000平方メートルを超え5,000平方メートルにあつては、	

		<u>152,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額		方メートル以内の <u>142,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額
(オ) [略]		<u>1,620,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>233,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える場合は、 <u>217,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	
(カ) [略]		<u>2,950,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>391,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える場合は、 <u>363,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	
(キ) [略]		<u>4,220,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>495,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	(キ) 床面積の合計が 20,000 平方メートルを超える場合は、 <u>459,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	
(ク) [略]		<u>5,170,000円</u> (確認書等の提出がある場合にあっては、 <u>562,000円</u>) を認定 申請数で除して得た額	(ク) 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの (2) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく建築等計画の変更の認定（以下の項において「建築等計画の変更の認定」という。）又は同項の規定に基づく維持保全計画の変更の認定（以下の項において「維持保全計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第 4 号に掲げる者を除く。）	
(2) [略]			ア 建築等計画の変更の認定を受けようと建築等計画に係る確	ア 建築等計画の変更の認定を受けようと建築等計画に係る確

<p>する住宅が<u>前号アの</u> 建築等計画の認定を 受けた一戸建ての住 宅の場合</p>	<p>認書等の提出がある 場合にあっては、 <u>6,350円)</u></p> <p><u>イ 建築等計画の変更</u> の認定を受けようと する住宅が<u>前号イの</u> 建築等計画の認定を 受けた共同住宅等の 場合</p> <p><u>建築等計画の変更の</u> <u>認定に係る住戸が属</u> <u>する 1 の建築物の当</u> <u>該建築等計画の変更</u> <u>に係る部分（床面積</u> <u>の増加に係る部分を</u> <u>除く。）の床面積の</u> <u>2 分の 1 の面積と當</u> <u>該建築等計画の変更</u> <u>に係る部分のうち床</u> <u>面積の増加に係る部</u> <u>分の床面積との合計</u> <u>（以下このイにおい</u> <u>て「変更に係る部分</u> <u>の床面積の合計」と</u> <u>いう。）の区分に応</u> <u>じ、前号イに定める</u> <u>額（この場合におい</u> <u>て、同号イ中「建築</u> <u>等計画の認定」とあ</u> <u>るのは「建築等計画</u> <u>の変更の認定」と、 「床面積の合計」と あるのは「変更に係 る部分の床面積の合 計」と、「確認書 等」とあるのは「変 更後の建築等計画に 係る確認書等」と、 「認定申請数」とあ るのは「変更認定申 請数」と読み替える ものとする。）</u></p>	<p>する住宅が<u>(1)のアの</u> 建築等計画の認定を 受けた一戸建ての住 宅の場合</p>	<p>認書等の提出がある 場合にあっては、 <u>6,000円)</u></p> <p><u>イ 建築等計画の変更</u> の認定を受けようと する住宅が<u>(1)の イ</u> の建築等計画の認定 を受けた共同住宅等 の場合</p>
<p>[削る]</p>		<p>(7) <u>建築等計画の変</u> <u>更の認定に係る住</u> <u>戸が属する 1 の建</u> <u>築物の当該建築等</u> <u>計画の変更に係る</u> 104,000円（変更後 の建築等計画に係る 確認書等の提出があ る場合にあっては、 22,000円）を変更認</p>	

<u>部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下このイにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があると「変更に係る床面積の合計」という。）が500平方メートル以内のもの</u>	<u>定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下このイにおいて同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下このイにおいて同じ。）</u>
<u>(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合にあっては、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>164,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、36,000円）を変更認定申請数で除して得た額</u>
<u>(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合にあっては、3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>325,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、59,000円）を変更認定申請数で除して得た額</u>
<u>(エ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超える場合にあっては、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>583,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、95,000円）を変更認定申請数で除して得た額</u>
<u>(オ) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,002,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、145,000円）を変更認定申請数で除</u>

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

			<u>して得た額</u>
[削る]		(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超える20,000平方メートル以内のもの	1,825,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、242,000円）を変更認定申請数で除して得た額
[削る]		(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以内のもの	2,608,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、306,000円）を変更認定申請数で除して得た額
[削る]		(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,195,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、348,000円）を変更認定申請数で除して得た額
ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前号ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	35,800円（変更後の建築等計画又は維持保全計画（以下この号において「変更後の計画」という。）に係る確認書等の提出がある場合には、9,550円）	ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円（変更後の建築等計画又は維持保全計画（以下この号において「変更後の計画」という。）に係る確認書等の提出がある場合には、9,000円）
エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前号エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該	エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が(1)のエの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合	[新設]

建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計
(以下このエにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」といふ。) の区分に応じ、前号エに定める額（この場合において、同号エ中「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。)

[削る]

(7) 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又

157,000円（変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。以下この

			は当該維持保全計 工において同じ。)
		<u>画の変更に係る部 分のうち床面積の 増加に係る部分の 床面積との合計 (以下このエにお いて「変更に係る 床面積の合計」と いう。) が500平 方メートル以内の もの</u>	工において同じ。)
[削る]		<u>(イ) 変更に係る床面 積の合計が500平 方メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの</u>	248,000円 (変更後 の計画に係る確認書 等の提出がある場合 にあっては、53,000 円) を変更認定申請 数で除して得た額
[削る]		<u>(ウ) 変更に係る床面 積の合計が1,000 平方メートルを超 え3,000平方メー トル以内のもの</u>	489,000円 (変更後 の計画に係る確認書 等の提出がある場合 にあっては、89,000 円) を変更認定申請 数で除して得た額
[削る]		<u>(エ) 変更に係る床面 積の合計が3,000 平方メートルを超 え5,000平方メー トル以内のもの</u>	875,000円 (変更後 の計画に係る確認書 等の提出がある場合 にあっては、 142,000円) を変更 認定申請数で除して 得た額
[削る]		<u>(オ) 変更に係る床面 積の合計が5,000 平方メートルを超 え10,000平方メー トル以内のもの</u>	1,505,000円 (変更 後の計画に係る確認 書等の提出がある場 合にあっては、 217,000円) を変更 認定申請数で除して 得た額
[削る]		<u>(カ) 変更に係る床面 積の合計が10,000 平方メートルを超 え20,000平方メー トル以内のもの</u>	2,739,000円 (変更 後の計画に係る確認 書等の提出がある場 合にあっては、 363,000円) を変更

				認定申請数で除して 得た額
[削る]		(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以内のもの	3,913,000円（変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、459,000円）を変更認定申請数で除して得た額	
[削る]		(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,793,000円（変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、521,000円）を変更認定申請数で除して得た額	
(3) [略]		(3) [略]		
(4) [略]	3,170円	(4) 建築等計画の変更の認定（法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）を受けようとする者	3,000円	
(5) [略]	3,170円	(5) 法第10条の規定に基づく建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,000円	
(6) [略]		(6) [略]		
64の3 [略]		64の3 [略]		
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(1) [略]	64の4 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようと		

	ア [略]		する者 ア 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外 の用途に供する部分 を有しないものに限 る。以下この号及び 次号において同じ。) に係る計画の 認定を受けようとする場合	
	(7) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この号において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下の号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合 a [略]	36,100円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号に	(7) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下の号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下の号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号に

	b [略] (イ)・(ウ) [略]	において同じ。) の提出がある場合にあっては、5,000円)	b [略] (イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合 a・b [略] (ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合 a・b [略]	において同じ。) の提出がある場合にあっては、5,000円)
イ [略]		非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しな	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）に限って計画の認定を受けよう	

			<p>い물을いう。以下この項において同じ。) 又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>とする場合に限る。) にあっては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>		
(7) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次項において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	a [略]	241,000円（非住宅基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号_____における同	(7) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	225,000円（非住宅基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同

		じ。) の提出がある場合にあっては、 10,000円)		じ。) の提出がある場合にあっては、 10,000円)
b	[略]	<u>297,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>17,100円</u>)	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>277,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円</u>)
c	[略]	<u>384,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>27,900円</u>)	c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>358,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>26,000円</u>)
d	[略]	<u>548,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>83,800円</u>)	d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>510,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>78,000円</u>)
e	[略]	<u>675,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>132,000円</u>)	e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>629,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>124,000円</u>)
f	[略]	<u>786,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>165,000円</u>)	f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>731,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>154,000円</u>)
g	[略]	<u>897,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>206,000円</u>)	g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>834,000円</u> (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>192,000円</u>)
(イ)	当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準 (次項にお		(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準 (次項にお	

	いて「誘導モデル建物法基準」という。) を用いて評価を行う場合		いて「誘導モデル建物法基準」という。) を用いて評価を行う場合
a	〔略〕	92,100円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）	a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
b	〔略〕	115,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>17,100円</u> ）	b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
c	〔略〕	152,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>27,900円</u> ）	c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
d	〔略〕	246,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>83,800円</u> ）	d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
e	〔略〕	321,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>132,000円</u> ）	e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
f	〔略〕	381,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>165,000円</u> ）	f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
g	〔略〕	447,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>206,000円</u> ）	g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

	(イ) [略]		(イ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合
a	[略]	71,900円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b	[略]	120,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>21,200円</u> ）	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>20,000円</u> ）
c	[略]	204,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>47,400円</u> ）	c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 194,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>45,000円</u> ）
d	[略]	288,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>82,500円</u> ）	d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 269,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,000円</u> ）
(エ)	[略]		(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合
a	[略]	34,200円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b	[略]	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>21,200円</u> ）	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>20,000円</u> ）
c	[略]	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあって	c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上的もの 102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>45,000円</u> ）

		は、 <u>47,400円</u>)		トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	は、 <u>45,000円</u>)
d	[略]	<u>160,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>82,500円</u>)	d	住宅部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上のもの	<u>149,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>77,000円</u>)
(オ)	[略]		(オ)	当該建築物の住 宅部分について誘 導仕様・計算併用 法基準を用いて評 価を行う場合	
a	[略]	<u>53,000円</u> (住宅基準 適合証等の提出があ る場合にあっては、 10,000円)	a	住宅部分の床 面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	<u>50,000円</u> (住宅基準 適合証等の提出があ る場合にあっては、 10,000円)
b	[略]	<u>89,300円</u> (住宅基準 適合証等の提出があ る場合にあっては、 <u>21,200円</u>)	b	住宅部分の床 面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平 方メートル未満 のもの	<u>85,000円</u> (住宅基準 適合証等の提出があ る場合にあっては、 <u>20,000円</u>)
c	[略]	<u>148,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>47,400円</u>)	c	住宅部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	<u>148,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>45,000円</u>)
d	[略]	<u>224,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>82,500円</u>)	d	住宅部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上のもの	<u>209,000円</u> (住宅基 準適合証等の提出が ある場合にあって は、 <u>77,000円</u>)
(2)	[略]		(2)	法第55条第1項の規 定に基づく計画の変更 の認定（以下この項に おいて「計画の変更の 認定」という。）を受 けようとする者	
ア	[略]		ア	一戸建ての住宅に 係る計画の変更の認 定を受けようとする 場合	

(ア) [略]		(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行ふ場合	
a [略]	<u>18,000円</u> (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>17,000円</u> (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b [略]		b [略]	
(イ)・(ウ) [略]		(イ)・(ウ) [略]	
イ [略]	<u>計画の変更に係る部分</u> (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 (以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」といいう。) の区分に応じ、前号イに定める額 (この場合において、同号イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるも	イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物 (住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては(ウ)から(オ)までのいづれかに規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいづれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

[削る]

のとする。)

- (7) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合
- a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの
- b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
- c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
- d 非住宅部分の計画の変更に係る非住宅

[削る]

<u>る部分の床面積</u>	<u>基準適合証の提出が</u>
<u>の合計が2,000</u>	<u>ある場合にあって</u>
<u>平方メートル以</u>	<u>は、78,000円)</u>
<u>上5,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>e 非住宅部分の</u>	<u>629,000円（変更後</u>
<u>計画の変更に係</u>	<u>の計画に係る非住宅</u>
<u>る部分の床面積</u>	<u>基準適合証の提出が</u>
<u>の合計が5,000</u>	<u>ある場合にあって</u>
<u>平方メートル以</u>	<u>は、124,000円)</u>
<u>上10,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>f 非住宅部分の</u>	<u>731,000円（変更後</u>
<u>計画の変更に係</u>	<u>の計画に係る非住宅</u>
<u>る部分の床面積</u>	<u>基準適合証の提出が</u>
<u>の合計が10,000</u>	<u>ある場合にあって</u>
<u>平方メートル以</u>	<u>は、154,000円)</u>
<u>上25,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>g 非住宅部分の</u>	<u>834,000円（変更後</u>
<u>計画の変更に係</u>	<u>の計画に係る非住宅</u>
<u>る部分の床面積</u>	<u>基準適合証の提出が</u>
<u>の合計が25,000</u>	<u>ある場合にあって</u>
<u>平方メートル以</u>	<u>は、192,000円)</u>
<u>上のもの</u>	
<u>(イ) 当該建築物の非</u>	
<u>住宅部分について</u>	
<u>誘導モデル建物法</u>	
<u>基準を用いて評価</u>	
<u>を行う場合</u>	
<u>a 非住宅部分の</u>	<u>86,000円（変更後の</u>
<u>計画の変更に係</u>	<u>計画に係る非住宅基</u>
<u>る部分の床面積</u>	<u>準適合証の提出があ</u>
<u>の合計が300平</u>	<u>る場合にあっては、</u>
<u>方メートル未満</u>	<u>10,000円)</u>
<u>のもの</u>	
<u>b 非住宅部分の</u>	<u>108,000円（変更後</u>
<u>計画の変更に係</u>	<u>の計画に係る非住宅</u>
<u>る部分の床面積</u>	<u>基準適合証の提出が</u>

<u>の合計が300平方メートル以上</u>	<u>ある場合にあっては、16,000円)</u>
<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	
<u>c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>142,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）</u>
<u>d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>230,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）</u>
<u>e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>300,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円）</u>
<u>f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>355,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円）</u>
<u>g 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>416,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円）</u>

[削る]

(ウ) 当該建築物の住

宅部分について誘

導標準計算基準を

用いて評価を行う

場合

a 住宅部分の計 67,000円 (変更後の)

画の変更に係る 計画に係る住宅基準

部分の床面積の 適合証等の提出があ

合計が300平方 る場合にあっては、

メートル未満の 10,000円)

もの

b 住宅部分の計 114,000円 (変更後)

画の変更に係る の計画に係る住宅基

部分の床面積の 準適合証等の提出が

合計が300平方 ある場合にあって

メートル以上 は、20,000円)

2,000平方メー

トル未満のもの

c 住宅部分の計 194,000円 (変更後)

画の変更に係る の計画に係る住宅基

部分の床面積の 準適合証等の提出が

合計が2,000平 ある場合にあって

方メートル以上 は、45,000円)

5,000平方メー

トル未満のもの

d 住宅部分の計 269,000円 (変更後)

画の変更に係る の計画に係る住宅基

部分の床面積の 準適合証等の提出が

合計が5,000平 ある場合にあって

方メートル以上 は、77,000円)

のもの

(エ) 当該建築物の住

宅部分について誘

導仕様基準を用い

て評価を行う場合

a 住宅部分の計 32,000円 (変更後の)

画の変更に係る 計画に係る住宅基準

部分の床面積の 適合証等の提出があ

合計が300平方 る場合にあっては、

メートル未満の 10,000円)

もの

b 住宅部分の計 57,000円 (変更後の)

[削る]

<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円)</u>
<u>c 住宅部分の計</u>	<u>102,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000 円）</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>149,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000 円）</u>
<u>d 住宅部分の計</u>	<u>149,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000 円）</u>
<u>(イ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>	
<u>a 住宅部分の計</u>	<u>50,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	<u>10,000 円）</u>
<u>b 住宅部分の計</u>	<u>85,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>20,000 円）</u>
<u>c 住宅部分の計</u>	<u>148,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000 円）</u>

[削る]

	<p>の号から<u>第3号</u>までにおいて「工場等部分」という。) を除く。以下この号から<u>第3号</u>までにおいて同じ。) を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この号から<u>第3号</u>までにおいて同じ。) 又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下の項において同じ。）である場合</p> <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この号において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a [略]</p>	<p>れかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p> <p>れかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p> <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等</p>
--	---	---

			に関する法律施 行令（平成28年 政令第8号）第 3条に規定する 床面積をいう。 ただし、建築物 を増築し、又は 改築しようとす る場合において、当該建築物 についてエネルギー消費性能に 係る計算その他 の計算を要しな い既存部分があ るときは、当該 既存部分の床面 積を除く。以下 この項において 同じ。）の合計 が300平方メー トル未満のもの
b	〔略〕	<u>297,000円</u>	b 非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メート ル以上1,000平 方メートル未満 のもの
c	〔略〕	<u>384,000円</u>	c 非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの
d	〔略〕	<u>548,000円</u>	d 非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの
e	〔略〕	<u>675,000円</u>	e 非住宅部分の 床面積の合計が

			5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	
f	〔略〕	<u>786,000円</u>	f 非住宅部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	<u>729,000円</u>
g	〔略〕	<u>897,000円</u>	g 非住宅部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの	<u>831,000円</u>
(イ)	〔略〕		(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a	〔略〕		a 〔略〕	
b	〔略〕	<u>32,100円</u>	b 工場等部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	<u>30,000円</u>
c	〔略〕	<u>44,600円</u>	c 工場等部分の床面積の合計が1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	<u>42,000円</u>
d	〔略〕	<u>106,000円</u>	d 工場等部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	<u>99,000円</u>
e	〔略〕	<u>157,000円</u>	e 工場等部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000	<u>146,000円</u>

			平方メートル未 満のもの	
f	[略]	<u>191,000円</u>	f 工場等部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	<u>178,000円</u>
g	[略]	<u>236,000円</u>	g 工場等部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	<u>220,000円</u>
		(イ) 当該建築物の非 住宅部分について 省令第1条第1項 第1号ロの基準 (以下 <u>この号</u> にお いて「モデル建物 法基準」とい う。)を用いて評 価を行う場合	(イ) 当該建築物の非 住宅部分について 省令第1条第1項 第1号ロの基準 (以下 <u>この項</u> にお いて「モデル建物 法基準」とい う。)を用いて評 価を行う場合	
a	[略]	<u>92,100円</u>	a 非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	<u>86,000円</u>
b	[略]	<u>115,000円</u>	b 非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メート ル以上1,000平 方メートル未満 のもの	<u>108,000円</u>
c	[略]	<u>152,000円</u>	c 非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの	<u>142,000円</u>
d	[略]	<u>246,000円</u>	d 非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未	<u>229,000円</u>

e	〔略〕	<u>321,000円</u>		満のもの e 非住宅部分の <u>299,000円</u>
f	〔略〕	<u>381,000円</u>		床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの f 非住宅部分の <u>353,000円</u>
g	〔略〕	<u>447,000円</u>		床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの g 非住宅部分の <u>415,000円</u>
(イ)	〔略〕			床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上のもの (イ) 当該建築物の工 場等部分について モデル建物法基準 を用いて評価を行 う場合
a	〔略〕		a 〔略〕	
b	〔略〕	<u>27,500円</u>	b 工場等部分の <u>26,000円</u>	床面積の合計が 300 平方メート ル以上1,000 平 方メートル未満 のもの
c	〔略〕	<u>39,100円</u>	c 工場等部分の <u>37,000円</u>	床面積の合計が 1,000 平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの
d	〔略〕	<u>99,100円</u>	d 工場等部分の <u>92,000円</u>	床面積の合計が 2,000 平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの
e	〔略〕	<u>149,000円</u>	e 工場等部分の <u>139,000円</u>	

			床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	
f	[略]	<u>182,000円</u>	f 工場等部分の 床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	<u>170,000円</u>
g	[略]	<u>227,000円</u>	g 工場等部分の 床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上のもの	<u>211,000円</u>
(オ)	当該建築物の住 宅部分（省令第1 条第2項に規定す る住宅部分をい う。以下この項に おいて同じ。）に ついて省令第1条 第1項第2号イ(1) 及び同号ロ(1)の基 準（以下 <u>この号か ら第3号までにお いて「標準計算基 準」という。）を 用いて評価を行 う場合</u>		(オ) 当該建築物の住 宅部分（省令第1 条第2項に規定す る住宅部分をい う。以下この項に おいて同じ。）に ついて省令第1条 第1項第2号イ(1) 及び同号ロ(1)の基 準（以下 <u>この項 において「標準計算基 準」という。）を 用いて評価を行 う場合</u>	
a	[略]	<u>71,900円</u>	a 住宅部分の床 面積の合計が 300 平方メート ル未満のもの	<u>67,000円</u>
b	[略]	<u>120,000円</u>	b 住宅部分の床 面積の合計が 300 平方メート ル以上2,000 平 方メートル未満 のもの	<u>114,000円</u>
c	[略]	<u>204,000円</u>	c 住宅部分の床 面積の合計が	<u>193,000円</u>

			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
d [略]	<u>288,000円</u>	d 住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	<u>268,000円</u>
(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下の号から第 3 号まで）において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下の項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a [略]	<u>34,200円</u>	a 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	<u>32,000円</u>
b [略]	<u>59,300円</u>	b 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>56,000円</u>
c [略]		c [略]	
d [略]	<u>160,000円</u>	d 住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	<u>149,000円</u>
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下の号から第 3 号まで）において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下の項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	

	までにおいて「仕様・計算併用法基準」という。) を用いて評価を行う場合		までにおいて「仕様・計算併用法基準」という。) を用いて評価を行う場合
a	[略]	53,000円	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
b	[略]	89,300円	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
c	[略]	155,000円	c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
d	[略]	224,000円	d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
イ	計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下の号から第3号までにおいて同じ。）の場合	(ア) [略]	イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下の号から第5号までにおいて同じ。）の場合
a	[略]	36,100円	(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合
b	[略]	39,800円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計

		が 200 平方メートル以上のもの
(イ) [略]		(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合
a・b [略]		a・b [略]
(ウ) [略]		(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合
a [略]	26,900円	a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
b [略]		b [略]
(2) 法第11条第2項及び 第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者		(2) 法第11条第2項 _____ の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者
ア [略]	計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」といいう。）の区分に応じ、前号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、	ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合は（ア）から（イ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び

	<p>「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)</p>		<p>工場等部分を有する建築物の場合には、(ア) 及び (イ) 又は (ウ) 及び (エ) に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア) 又は (ウ) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>
[削る]		<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の</p>	224,000円
			276,000円

<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの</u>	
c 非住宅部分の	357,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	
d 非住宅部分の	509,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の</u>	
e 非住宅部分の	627,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の</u>	
f 非住宅部分の	729,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の</u>	
g 非住宅部分の	831,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が25,000</u>	

			<u>平方メートル以上</u>	
			<u>上のもの</u>	
[削る]		(イ) <u>当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>		
	a	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	23,000円	
	b	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	30,000円	
	c	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	42,000円	
	d	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	99,000円	
	e	<u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	146,000円	

〔削る〕

<u>一トル未満のも の</u>	
f <u>工場等部分の 計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の</u>	178,000円
g <u>工場等部分の 計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が25,000 平方メートル以 上のもの</u>	220,000円
(イ) <u>当該建築物の非 住宅部分について モデル建物法基準 を用いて評価を行 う場合</u>	
a <u>非住宅部分の 計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満 のもの</u>	86,000円
b <u>非住宅部分の 計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの</u>	108,000円
c <u>非住宅部分の 計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	142,000円

〔削る〕

d	<u>非住宅部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が2,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5,000平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の</u>	229,000円
e	<u>非住宅部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上10,000平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の</u>	299,000円
f	<u>非住宅部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が10,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上25,000平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の</u>	353,000円
g	<u>非住宅部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が25,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	415,000円
(イ)	<u>当該建築物の工</u> <u>場等部分について</u> <u>モデル建物法基準</u> <u>を用いて評価を行</u> <u>う場合</u>	
a	<u>工場等部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が300平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	19,000円
b	<u>工場等部分の</u> <u>計画の変更に係</u> <u>る部分の床面積</u> <u>の合計が300平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	26,000円

<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの</u>	
c <u>工場等部分の</u>	37,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	
d <u>工場等部分の</u>	92,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の</u>	
e <u>工場等部分の</u>	139,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の</u>	
f <u>工場等部分の</u>	170,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の</u>	
g <u>工場等部分の</u>	211,000円
<u>計画の変更に係 る部分の床面積 の合計が25,000</u>	

			<u>平方メートル以上</u>	
			<u>上のもの</u>	
[削る]		(才)	<u>当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>	
	a	<u>住宅部分の計</u>	67,000円	
		<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		
	b	<u>住宅部分の計</u>	114,000円	
		<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		
	c	<u>住宅部分の計</u>	193,000円	
		<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		
	d	<u>住宅部分の計</u>	268,000円	
		<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>		
[削る]	(才)	<u>当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>		
	a	<u>住宅部分の計</u>	32,000円	
		<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		

[削る]

b	<u>住宅部分の計</u>	56,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が300平方</u>	
	<u>メートル以上</u>	
	<u>2,000平方メー</u>	
	<u>トル未満のもの</u>	
c	<u>住宅部分の計</u>	102,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が2,000平</u>	
	<u>方メートル以上</u>	
	<u>5,000平方メー</u>	
	<u>トル未満のもの</u>	
d	<u>住宅部分の計</u>	149,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が5,000平</u>	
	<u>方メートル以上</u>	
	<u>のもの</u>	
(e)	<u>当該建築物の住</u>	
	<u>宅部分について仕</u>	
	<u>様・計算併用法基</u>	
	<u>準を用いて評価を</u>	
	<u>行う場合</u>	
a	<u>住宅部分の計</u>	50,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が300平方</u>	
	<u>メートル未満の</u>	
	<u>もの</u>	
b	<u>住宅部分の計</u>	85,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が300平方</u>	
	<u>メートル以上</u>	
	<u>2,000平方メー</u>	
	<u>トル未満のもの</u>	
c	<u>住宅部分の計</u>	147,000円
	<u>画の変更に係る</u>	
	<u>部分の床面積の</u>	
	<u>合計が2,000平</u>	

<u>d</u>	<u>非住宅部分の</u>	509,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>2,000 平方メートル以上</u>	
	<u>5,000 平方メートル未満のもの</u>	
<u>e</u>	<u>非住宅部分の</u>	627,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>5,000 平方メートル以上</u>	
	<u>10,000 平方メートル未満のもの</u>	
<u>f</u>	<u>非住宅部分の</u>	729,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>10,000 平方メートル以上</u>	
	<u>25,000 平方メートル未満のもの</u>	
<u>g</u>	<u>非住宅部分の</u>	831,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>25,000 平方メートル以上のもの</u>	
(イ)	<u>当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>	
<u>a</u>	<u>工場等部分の</u>	23,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	
<u>b</u>	<u>工場等部分の</u>	30,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	
<u>c</u>	<u>工場等部分の</u>	42,000円
	<u>床面積の合計が</u>	
	<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	

<u>満のもの</u>	
d <u>工場等部分の</u>	<u>99,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>2,000 平方メー</u>	
<u>トル以上 5,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
e <u>工場等部分の</u>	<u>146,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>5,000 平方メー</u>	
<u>トル以上 10,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
f <u>工場等部分の</u>	<u>178,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>10,000 平方メー</u>	
<u>トル以上 25,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
g <u>工場等部分の</u>	<u>220,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>25,000 平方メー</u>	
<u>トル以上のもの</u>	
(ウ) <u>当該建築物の非</u>	
<u>住宅部分について</u>	
<u>モデル建物法基準</u>	
<u>を用いて評価を行</u>	
<u>う場合</u>	
a <u>非住宅部分の</u>	<u>86,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル未満のもの</u>	
b <u>非住宅部分の</u>	<u>108,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル以上 1,000 平</u>	
<u>方メートル未満</u>	
<u>のもの</u>	
c <u>非住宅部分の</u>	<u>142,000円</u>
<u>床面積の合計が</u>	
<u>1,000 平方メー</u>	
<u>トル以上 2,000</u>	

<u>平方メートル未満のもの</u>	
d <u>非住宅部分の床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの</u>	229,000円
e <u>非住宅部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	299,000円
f <u>非住宅部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	353,000円
g <u>非住宅部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの</u> (イ) <u>当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	415,000円
a <u>工場等部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの</u>	19,000円
b <u>工場等部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの</u>	26,000円
c <u>工場等部分の床面積の合計が1,000 平方メートル以上</u>	37,000円

<u>トル以上2,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
d <u>工場等部分の</u>	92,000円
<u>床面積の合計が</u>	
<u>2,000 平方メー</u>	
<u>トル以上5,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
e <u>工場等部分の</u>	139,000円
<u>床面積の合計が</u>	
<u>5,000 平方メー</u>	
<u>トル以上10,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
f <u>工場等部分の</u>	170,000円
<u>床面積の合計が</u>	
<u>10,000 平方メー</u>	
<u>トル以上25,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
g <u>工場等部分の</u>	211,000円
<u>床面積の合計が</u>	
<u>25,000 平方メー</u>	
<u>トル以上のもの</u>	
(イ) <u>当該建築物の住</u>	
<u>宅部分について標</u>	
<u>準計算基準を用い</u>	
<u>て評価を行う場合</u>	
a <u>住宅部分の床</u>	67,000円
<u>面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル未満のもの</u>	
b <u>住宅部分の床</u>	114,000円
<u>面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル以上2,000 平</u>	
<u>方メートル未満</u>	
<u>のもの</u>	
c <u>住宅部分の床</u>	193,000円
<u>面積の合計が</u>	
<u>2,000 平方メー</u>	

<u>トル以上 5,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
<u>d 住宅部分の床</u>	<u>268,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>5,000 平方メー</u>	
<u>トル以上のもの</u>	
<u>(カ) 当該建築物の住</u>	
<u>宅部分について仕</u>	
<u>様基準を用いて評</u>	
<u>価を行う場合</u>	
<u>a 住宅部分の床</u>	<u>32,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル未満のもの</u>	
<u>b 住宅部分の床</u>	<u>56,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル以上 2,000 平</u>	
<u>方メートル未満</u>	
<u>のもの</u>	
<u>c 住宅部分の床</u>	<u>102,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>2,000 平方メー</u>	
<u>トル以上 5,000</u>	
<u>平方メートル未</u>	
<u>満のもの</u>	
<u>d 住宅部分の床</u>	<u>149,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>5,000 平方メー</u>	
<u>トル以上のもの</u>	
<u>(キ) 当該建築物の住</u>	
<u>宅部分について仕</u>	
<u>様・計算併用法基</u>	
<u>準を用いて評価を</u>	
<u>行う場合</u>	
<u>a 住宅部分の床</u>	<u>50,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	
<u>300 平方メート</u>	
<u>ル未満のもの</u>	
<u>b 住宅部分の床</u>	<u>85,000円</u>
<u>面積の合計が</u>	

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

c 住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

d 住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

イ 計画の適合性判定

を求めるようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの

(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの

(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

〔削る〕

a	<u>床面積の合計</u>	25,000円
	<u>が 200 平方メー</u>	
	<u>トル未満のもの</u>	
b	<u>床面積の合計</u>	28,000円
	<u>が 200 平方メー</u>	
	<u>トル以上のもの</u>	

(4) 法第12条第3項の規

定に基づく計画の変更
の適合性判定（以下こ
の号において「計画の
変更の適合性判定」と
いう。）を求める者

ア 計画の変更の適合
性判定を求める者
する建築物が非住宅
部分を有する建築
あっては(ア)から
(イ)までのいずれか
する建築物、共同住
宅等又は複合建築物
に規定する手数料の
額、共同住宅等にあ
っては(オ)から(キ)
までのいずれかに規
定する手数料の額、
複合建築物にあって
は(ア)から(エ)まで
のいずれか及び(オ)
から(キ)までのいず
れかに規定する区分
に応じ、それぞれに
規定する手数料の額
を合算した額。ただ
し、非住宅部分及び
工場等部分を有する
建築物の場合には、
(ア)及び(イ)又は(ウ)
及び(エ)に規定する
区分に応じ、それぞ
れに規定する手数料
の額を合算した額が
当該建築物の非住宅
部分及び工場等部分
の床面積の合計を全

				て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア)	当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合			
a	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円		
b	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円		
c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	357,000円		
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	509,000円		
e	非住宅部分の計画の変更に係	627,000円		

る部分の床面積
の合計が5,000
平方メートル以
上10,000平方メ
ートル未満のも
の

f 非住宅部分の 729,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が10,000
平方メートル以
上25,000平方メ
ートル未満のも
の

g 非住宅部分の 831,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が25,000
平方メートル以
上のもの

(4) 当該建築物の工
場等部分について
標準入力法等基準
を用いて評価を行
う場合

a 工場等部分の 23,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が300平
方メートル未満
のもの

b 工場等部分の 30,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が300平
方メートル以上
1,000平方メー
トル未満のもの

c 工場等部分の 42,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が1,000

<u>平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	99,000円
<u>e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	146,000円
<u>g 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	178,000円
<u>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積</u>		220,000円

<u>の合計が300平方メートル未満のもの</u>	108,000円
<u>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	
<u>c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	142,000円
<u>d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	229,000円
<u>e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	299,000円
<u>f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	353,000円

<u>g</u>	<u>非住宅部分の</u>	415,000円
	<u>計画の変更に係</u>	
	<u>る部分の床面積</u>	
	<u>の合計が25,000</u>	
	<u>平方メートル以</u>	
	<u>上のもの</u>	
(エ)	<u>当該建築物の工</u>	
	<u>場等部分について</u>	
	<u>モデル建物法基準</u>	
	<u>を用いて評価を行</u>	
	<u>う場合</u>	
a	<u>工場等部分の</u>	19,000円
	<u>計画の変更に係</u>	
	<u>る部分の床面積</u>	
	<u>の合計が300平</u>	
	<u>方メートル未満</u>	
	<u>のもの</u>	
b	<u>工場等部分の</u>	26,000円
	<u>計画の変更に係</u>	
	<u>る部分の床面積</u>	
	<u>の合計が300平</u>	
	<u>方メートル以上</u>	
	<u>1,000平方メー</u>	
	<u>トル未満のもの</u>	
c	<u>工場等部分の</u>	37,000円
	<u>計画の変更に係</u>	
	<u>る部分の床面積</u>	
	<u>の合計が1,000</u>	
	<u>平方メートル以</u>	
	<u>上2,000平方メ</u>	
	<u>ートル未満のも</u>	
	<u>の</u>	
d	<u>工場等部分の</u>	92,000円
	<u>計画の変更に係</u>	
	<u>る部分の床面積</u>	
	<u>の合計が2,000</u>	
	<u>平方メートル以</u>	
	<u>上5,000平方メ</u>	
	<u>ートル未満のも</u>	
	<u>の</u>	
e	<u>工場等部分の</u>	139,000円
	<u>計画の変更に係</u>	

る部分の床面積
の合計が5,000
平方メートル以
上10,000平方メ
ートル未満のも
の

f 工場等部分の 170,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が10,000
平方メートル以
上25,000平方メ
ートル未満のも
の

g 工場等部分の 211,000円
計画の変更に係
る部分の床面積
の合計が25,000
平方メートル以
上のもの

(才) 当該建築物の住
宅部分について標
準計算基準を用い
て評価を行う場合

a 住宅部分の計 67,000円
画の変更に係る
部分の床面積の
合計が300平方
メートル未満の
もの

b 住宅部分の計 114,000円
画の変更に係る
部分の床面積の
合計が300平方
メートル以上
2,000平方メー
トル未満のもの

c 住宅部分の計 193,000円
画の変更に係る
部分の床面積の
合計が2,000平
方メートル以上

<u>5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>268,000円</u>
d <u>住宅部分の計</u>	
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上</u>	
<u>のもの</u>	
(カ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>住宅部分の計</u>	<u>32,000円</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</u>	
b <u>住宅部分の計</u>	<u>56,000円</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	
c <u>住宅部分の計</u>	<u>102,000円</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	
d <u>住宅部分の計</u>	<u>149,000円</u>
<u>画の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上</u>	
<u>のもの</u>	
(キ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を</u>	

<u>行う場合</u>	
a <u>住宅部分の計</u>	50,000円
<u>画の変更に係る</u>	
<u>部分の床面積の</u>	
<u>合計が300平方</u>	
<u>メートル未満の</u>	
<u>もの</u>	
b <u>住宅部分の計</u>	85,000円
<u>画の変更に係る</u>	
<u>部分の床面積の</u>	
<u>合計が300平方</u>	
<u>メートル以上</u>	
<u>2,000平方メー</u>	
<u>トル未満のもの</u>	
c <u>住宅部分の計</u>	147,000円
<u>画の変更に係る</u>	
<u>部分の床面積の</u>	
<u>合計が2,000平</u>	
<u>方メートル以上</u>	
<u>5,000平方メー</u>	
<u>トル未満のもの</u>	
d <u>住宅部分の計</u>	208,000円
<u>画の変更に係る</u>	
<u>部分の床面積の</u>	
<u>合計が5,000平</u>	
<u>方メートル以上</u>	
<u>のもの</u>	

イ 計画の変更の適合

性判定を求めようと

する建築物が一戸建

ての住宅の場合

(7) 当該建築物につ

いて標準計算基準

を用いて評価を行

う場合

a <u>床面積の合計</u>	17,000円
<u>が200平方メー</u>	
<u>トル未満のもの</u>	

b <u>床面積の合計</u>	19,000円
<u>が200平方メー</u>	
<u>トル以上のもの</u>	

(1) 当該建築物につ

			<u>いて仕様基準を用</u>	
			<u>いて評価を行う場</u>	
			合	
		a	<u>床面積の合計</u>	9,000円
			<u>が200平方メー</u>	
			<u>トル未満のもの</u>	
		b	<u>床面積の合計</u>	10,000円
			<u>が200平方メー</u>	
			<u>トル以上のもの</u>	
		(ウ)	<u>当該建築物につ</u>	
			<u>いて仕様・計算併</u>	
			<u>用法基準を用いて</u>	
			<u>評価を行う場合</u>	
		a	<u>床面積の合計</u>	13,000円
			<u>が200平方メー</u>	
			<u>トル未満のもの</u>	
		b	<u>床面積の合計</u>	14,000円
			<u>が200平方メー</u>	
			<u>トル以上のもの</u>	
(3)	[略]		(5) 建築物のエネルギー	
ア	[略]		消費性能の向上等に關する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者	
			ア 書面の交付を求める建築物が非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(イ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)	
			計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係	

る部分の床面積との
 合計（以下この号に
 おいて「軽微な変更
 に係る部分の床面積
 の合計」という。）
 の区分に応じ、第1
 号アに定める額（こ
 の場合において、同
 号ア中「計画の適合
 性判定を受けようと
 する」とあるのは
 「書面の交付を求め
 ようとする」と、
 「床面積の合計」と
 あるのは「軽微な変
 更に係る部分の床面
 積の合計」と読み替
 えるものとする。）

までのいづれかに規
 定する手数料の額、
 複合建築物にあって
 は（ア）から（イ）まで
 のいづれか及び（カ）
 から（キ）までのいづ
 れかに規定する区分
 に応じ、それぞれに
 規定する手数料の額
 を合算した額。ただし、非住宅部分及び
 工場等部分を有する
 建築物の場合には、
 （ア）及び（イ）又は（ウ）
 及び（エ）に規定する
 区分に応じ、それぞ
 れに規定する手数料
 の額を合算した額が
 当該建築物の非住宅
 部分及び工場等部分
 の床面積の合計を全
 て非住宅部分の面積
 とみなした場合の
 （ア）又は（ウ）に規定
 する区分に応じた手
 数料の額を超えると
 きは当該額とする。

[削る]

（ア）当該建築物の非
 住宅部分について
 標準入力法等基準
 を用いて評価を行
 う場合

a 非住宅部分の 224,000円

計画の軽微な変
 更に係る部分
 （床面積の増加
 に係る部分を除
 く。）の床面積
 の2分の1の面
 積と当該計画の
 軽微な変更に係
 る部分の面積の

<u>うち床面積の増 加に係る部分の 床面積との合計</u>	
<u>(以下この号に おいて「軽微な 変更に係る部分 の床面積の合 計」という。)</u>	
<u>が300平方メー トル未満のもの</u>	
b 非住宅部分の	276,000円
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの</u>	
c 非住宅部分の	357,000円
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	
d 非住宅部分の	509,000円
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の</u>	
e 非住宅部分の	627,000円
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の</u>	
f 非住宅部分の	729,000円

〔削る〕

<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の</u>	
<u>g 非住宅部分の</u>	<u>831,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が25,000 平方メートル以 上のもの</u>	
<u>(4) 当該建築物の工 場等部分について 標準入力法等基準 を用いて評価を行 う場合</u>	
<u>a 工場等部分の</u>	<u>23,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満 のもの</u>	
<u>b 工場等部分の</u>	<u>30,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの</u>	
<u>c 工場等部分の</u>	<u>42,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	
<u>d 工場等部分の</u>	<u>99,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積</u>	

[削る]

<u>の合計が2,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上5,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
e <u>工場等部分の</u>	146,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が5,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上10,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
f <u>工場等部分の</u>	178,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が10,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上25,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
g <u>工場等部分の</u>	220,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が25,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上のもの</u>	
(カ) <u>当該建築物の非</u>	
<u>住宅部分について</u>	
<u>モデル建物法基準</u>	
<u>を用いて評価を行</u>	
<u>う場合</u>	
a <u>非住宅部分の</u>	86,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が300平</u>	
<u>方メートル未満</u>	
<u>のもの</u>	
b <u>非住宅部分の</u>	108,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が300平</u>	

<u>方メートル以上</u>	
<u>1,000 平方メー</u>	
<u>トル未満のもの</u>	
c 非住宅部分の	142,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が 1,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上 2,000 平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
d 非住宅部分の	229,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が 2,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上 5,000 平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
e 非住宅部分の	299,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が 5,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上 10,000 平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
f 非住宅部分の	353,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が 10,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上 25,000 平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
g 非住宅部分の	415,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が 25,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上のもの</u>	
(イ) 当該建築物の工	

〔削る〕

<u>場等部分について</u>	
<u>モデル建物法基準</u>	
<u>を用いて評価を行</u>	
<u>う場合</u>	
<u>a 工場等部分の</u>	19,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が300平</u>	
<u>方メートル未満</u>	
<u>のもの</u>	
<u>b 工場等部分の</u>	26,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が300平</u>	
<u>方メートル以上</u>	
<u>1,000平方メー</u>	
<u>トル未満のもの</u>	
<u>c 工場等部分の</u>	37,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が1,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上2,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>d 工場等部分の</u>	92,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が2,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上5,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>e 工場等部分の</u>	139,000円
<u>軽微な変更に係</u>	
<u>る部分の床面積</u>	
<u>の合計が5,000</u>	
<u>平方メートル以</u>	
<u>上10,000平方メ</u>	
<u>ートル未満のも</u>	
<u>の</u>	
<u>f 工場等部分の</u>	170,000円

〔削る〕

<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の</u>	
<u>g 工場等部分の</u>	<u>211,000円</u>
<u>軽微な変更に係 る部分の床面積 の合計が25,000 平方メートル以 上のもの</u>	
<u>(イ) 当該建築物の住 宅部分について標 準計算基準を用い て評価を行う場合</u>	
<u>a 住宅部分の軽 微な変更に係る 部分の床面積の 合計が300平方 メートル未満の もの</u>	<u>67,000円</u>
<u>b 住宅部分の軽 微な変更に係る 部分の床面積の 合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>114,000円</u>
<u>c 住宅部分の軽 微な変更に係る 部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>193,000円</u>
<u>d 住宅部分の軽 微な変更に係る 部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上</u>	<u>268,000円</u>

[削る]

<u>のもの</u>	
(カ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	32,000円
b <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	56,000円
c <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	102,000円
d <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	149,000円
(キ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	50,000円

[削る]

		b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円
		c 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円
		d 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	208,000円
	イ [略]	イ 書面の交付を求めるとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	(ア) [略]	(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a [略]	18,000円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
b [略]	(イ)・(ア) [略]	b [略]	(イ)・(ア) [略]
(4) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第6号において「計画の認定」という。）を受け		(6) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第8号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第8号において「計画の認定」という。）を受け	

<p>ようとする者 ア [略]</p> <p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号_____において同じ。）を有しないものをいう。以下の号及び次号において同じ。）又は複合建築物である場合</p> <p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>ようとする者 ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合</p> <p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下の号及び次号において同じ。）又は複合建築物である場合</p> <p>a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する</p>
---	--

			<u>方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）</u> を用いて評価を行う場合
(a) [略]	241,000円（非住宅誘導基準適合証（法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号_____において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）	(a) 非住宅部 分の床面積誘導基準適合証（法の合計が300平方メートル未満のもの費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号 <u>及び</u> 次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）	224,000円（非住宅分の床面積誘導基準適合証（法の合計が300平方メートル未満のもの費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号 <u>及び</u> 次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) [略]	297,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>17,100円</u> ）	(b) 非住宅部 分の床面積誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円</u> ）	276,000円（非住宅分の床面積誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>16,000円</u> ）
(c) [略]	384,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>27,900円</u> ）	(c) 非住宅部 分の床面積誘導基準適合証の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	357,000円（非住宅分の床面積誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>26,000円</u> ）
(d) [略]	548,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>83,800円</u> ）	(d) 非住宅部 分の床面積誘導基準適合証の合計が2,000平方メートル以上	509,000円（非住宅分の床面積誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>78,000円</u> ）

			一トル以上 5,000平方メ ートル未満 のもの	
(e) [略]	675,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>132,000円</u>)		(e) 非住宅部 分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>124,000円</u>)
(f) [略]	786,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>165,000円</u>)		(f) 非住宅部 分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	729,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>153,000円</u>)
(g) [略]	897,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>206,000円</u>)		(g) 非住宅部 分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	831,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 <u>192,000円</u>)
b 当該建築物の非住宅部分について <u>誘導モデル建物法基準</u> を用いて評価を行う場合			b 当該建築物の非住宅部分について <u>省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u> (次号において「誘導モデル建物法基準」といいう。)を用いて評価を行う場合	
(a) [略]	92,100円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)		(a) 非住宅部 分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)

	(b) [略]	<u>115,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>17,100円</u>)		(b) 非住宅部 分の床面積 の合計が300 平方メート ル以上1,000 平方メート ル未満のも の	<u>108,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>16,000円</u>)
	(c) [略]	<u>152,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>27,900円</u>)		(c) 非住宅部 分の床面積 の合計が 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの	<u>142,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>26,000円</u>)
	(d) [略]	<u>246,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>83,800円</u>)		(d) 非住宅部 分の床面積 の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満 のもの	<u>229,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>78,000円</u>)
	(e) [略]	<u>321,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>132,000円</u>)		(e) 非住宅部 分の床面積 の合計が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	<u>299,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>124,000円</u>)
	(f) [略]	<u>381,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>165,000円</u>)		(f) 非住宅部 分の床面積 の合計が 10,000平方メ ートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	<u>353,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、 <u>153,000円</u>)
	(g) [略]	<u>447,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提		(g) 非住宅部 分の床面積	<u>415,000円</u> (非住宅 誘導基準適合証の提

		出がある場合にあつては、 <u>206,000円</u>)		の合計が25,000平方メートル以上もの	出がある場合にあつては、 <u>192,000円</u>)
c	[略]		c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合		
(a)	[略]	<u>71,900円</u> (住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 _____が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)	(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの (第10号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)	<u>67,000円</u> (住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(第10号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b)	[略]	<u>120,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平	<u>114,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	

			方メートル 未満のもの	
(c) [略]	<u>204,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)	(c) 住宅部分 の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>193,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)	
(d) [略]	<u>288,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>82,500円</u>)	(d) 住宅部分 の床面積の合計が5,000平方メートル以上のも	<u>268,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 <u>77,000円</u>)	
d [略]		d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行ふ場合		
(a) [略]	<u>34,200円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	(a) 住宅部分 の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>32,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	
(b) [略]	<u>59,300円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	(b) 住宅部分 の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>56,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	
(c) [略]		(c) [略]		
(d) [略]	<u>160,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提	(d) 住宅部分 の床面積の	<u>149,000円</u> (住宅誘導基準適合証等の提	

		出がある場合にあつては、 <u>82,500円</u>)		合計が5,000平方メートル以上のも	出がある場合にあつては、 <u>77,000円</u>)
e	[略]		e	当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a)	[略]	53,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)	(a)	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b)	[略]	89,300円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)	(b)	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c)	[略]	155,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)	(c)	住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)
(d)	[略]	224,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>82,500円</u>)	(d)	住宅部分の床面積の合計が5,000	208,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、 <u>77,000円</u>)

		ては、 <u>82,500円</u>)		平方メートル以上のも	ては、 <u>77,000円</u>)
(イ) [略]				の	
a [略]			(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の場合		
			a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
(a) [略]	36,100円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)		(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、5,000円)	34,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	
(b) [略]	39,800円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)		(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のものは、5,000円)	37,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	
b [略]			b [略]		
c [略]			c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
(a) [略]	26,900円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)		(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、5,000円)	25,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)	
(b) [略]			(b) [略]		
イ [略]			イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全て	

			の建築物について合 算した額
(5) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	ア [略]	(7) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号_____において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	ア 計画に記載されている建築物について一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
(ア) [略]	計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）	(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部）に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。)にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区

〔削る〕

			分に応じ、それぞれ 当該手数料を合算し た額
a	当該建築物の 非住宅部分につ いて誘導標準入 力法等基準を用 いて評価を行 場合	(a) 非住宅部 分の計画の 変更に係る 部分（床面 積の増加に 係る部分を 除く。）の 床面積の2 分の1の面 積と当該計 画の変更に 係る部分の 面積のうち 床面積の増 加に係る部 分の床面積 との合計 (以下この 号において 「計画の変 更に係る部 分の床面積 の合計」と いう。)が 300平方メー トル未満の もの	224,000円（非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、10,000円）
(b)	非住宅部 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 300平方メー	276,000円（非住宅 誘導基準適合証の提 出がある場合にあつ ては、16,000円）	

<u>トル以上</u>	
<u>1,000平方メ</u>	
<u>一トル未満</u>	
<u>のもの</u>	
(c) <u>非住宅部</u>	357,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 1,000平方メ 一トル以上 2,000平方メ 一トル未満 のもの
(d) <u>非住宅部</u>	509,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 2,000平方メ 一トル以上 5,000平方メ 一トル未満 のもの
(e) <u>非住宅部</u>	627,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 5,000平方メ 一トル以上 10,000 平方 メートル未 満のもの
(f) <u>非住宅部</u>	729,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 10,000 平方 メートル以 上25,000 平

〔削る〕

<u>方メートル未満のもの</u>	
(g) <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの</u>	831,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円）
b <u>当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
(a) <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
(c) <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	142,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）

<u>一トル未満</u>	
<u>のもの</u>	
(d) <u>非住宅部</u>	229,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満 のもの
(e) <u>非住宅部</u>	299,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの
(f) <u>非住宅部</u>	353,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの
(g) <u>非住宅部</u>	415,000円（非住宅 分の計画の 変更に係る 部分の床面 積の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの
c <u>当該建築物の</u>	
	<u>住宅部分について</u>

[削る]

<u>て誘導標準計算</u>	
<u>基準を用いて評</u>	
<u>価を行う場合</u>	
<u>(a) 住宅部分</u>	67,000円（住宅誘導 の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの）
	基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
<u>(b) 住宅部分</u>	114,000円（住宅誘導の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの）
	基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
<u>(c) 住宅部分</u>	193,000円（住宅誘導の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの）
	基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
<u>(d) 住宅部分</u>	268,000円（住宅誘導の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの）
	基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）
<u>d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準</u>	

[削る]

<u>を用いて評価を行なう場合</u>	
(a) <u>住宅部分</u>	32,000円 (住宅誘導)
<u>の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のも</u>	基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) <u>住宅部分</u>	56,000円 (住宅誘導)
<u>の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも</u>	基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) <u>住宅部分</u>	102,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)
<u>の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	
(d) <u>住宅部分</u>	149,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
<u>の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上</u>	
e <u>当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を</u>	

[削る]

			<u>用いて評価を行 う場合</u>
		(a) 住宅部分	50,000円 (住宅誘導 の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300 平方メートル未満のも の)
		(b) 住宅部分	85,000円 (住宅誘導 の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のも の)
		(c) 住宅部分	147,000円 (住宅誘導 の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの)
		(d) 住宅部分	208,000円 (住宅誘導 の計画の変更に係る部 分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの)
(イ) [略]	a [略]	(イ) 当該変更する建 築物が一戸建ての 住宅の場合	
		a 当該建築物に	

			について誘導標準 計算基準を用い て評価を行う場 合	
(a) [略]	18,000円（住宅誘導 基準適合証等の提出 がある場合にあって は、3,000円）	(a) 床面積の 合計が200平 方メートル 未満のもの	17,000円（住宅誘導 基準適合証等の提出 がある場合にあって は、3,000円）	
(b) [略]		(b) [略]		
b・c [略]		b・c [略]		
イ [略]	当該追加する建築物 一棟ごとに、 <u>前号ア (ア)</u> 又は <u>(イ)</u> に規定する区分に応 じ当該区分に定める 額を、当該追加する 全ての建築物につい て合算した額	イ 計画に記載されて いる建築物以外の建 築物を計画に追加す る場合（ウの場合を 除く。）	当該追加する建築物 一棟ごとに、 <u>第7号 のアの(ア)</u> 又は <u>(イ)</u> に規定する区分に応 じ当該区分に定める 額を、当該追加する 全ての建築物につい て合算した額	
ウ [略]		ウ [略]		
<u>(6) [略]</u>		(8) 法第30条第2項（法 第31条第2項において うとする建築物又は 準用する場合を含 む。）の規定に基づく 建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準 関係規定に適合するか どうかの審査を受けよ うとする者	計画の認定を受けよ うとする建築物又は 計画の変更の認定を 受けようとする建築 物の床面積の合計及 び昇降機の数に応じ て島根県建築基準法 施行条例第11条及び 第13条の規定の例に より算出した額（工 作物を築造する場合 にあっては当該工作 物の数に応じて同条 例第11条及び第13条 の規定の例により算 出した額を、構造計 算適合性判定を要す る部分が含まれる場 合にあっては当該部 分の床面積の合計に 応じて同条例第11条 及び第13条の規定の 例により算出した額	

65～68 [略]	65～68 [略] を加えた額)
-----------	------------------